
プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応
項目	第 87 回税効果会計専門委員会及び第 511 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 87 回税効果会計専門委員会（2023 年 10 月 4 日開催）及び第 511 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 87 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

（年度の簡便的な見積り及び四半期の取扱い）

2. 年度の簡便的な見積りの取扱い及び四半期の取扱いに関する事務局提案は実務の負担に配慮したものであり、事務局提案に賛成する。
3. 四半期財務諸表においてグローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額を法人税等に計上しないことを選択できるとすると、原則に従って当該上乗せ税額を計上する企業と、計上しないことを選択する企業が混在することが想定される。企業間の比較可能性を担保するために追加的な情報提供が望まれ、当該上乗せ税額を計上しない場合にその旨を四半期財務諸表に注記する取扱いを設けることをご検討いただきたい。
4. 年度における簡便的な見積りの例を規範性のない教育文書として提供するという事務局提案に賛成する。
5. 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を改正して、四半期財務諸表においては、前事業年度末に行った見積りを見直さないことができるという簡便的な取扱いを設けることをご検討いただきたい。

（実務対応報告公開草案の文案）

6. 連結損益計算書において法人税等として計上することを考慮した場合、連結財務諸表と個別財務諸表とで表示区分が異なることが必ずしも財務諸表の利用者に理解しやすい情報を提供しないという事務局の考えも含めて、個別財務諸表におけ

る表示を連結財務諸表における表示と合わせて、税引前当期純利益の下に、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を表示するという取扱いに賛成する。

7. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を区分表示、又は法人税等を含めた上でその金額を注記すること、そして重要性が乏しい場合には法人税等を含めた上で当該注記を省略できるということを事務局としては意図していると理解しているため、文案の表現をご検討いただきたい。

第 511 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

(年度の簡便的な見積り及び四半期の取扱い)

8. 当連結会計年度及び当事業年度を対象会計年度とするグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の見積りにあたって、財務諸表作成時までに入手した情報に基づき、当該法人税等の金額を見積ることができることが明確に記載されており、実務の負担に配慮したものであると理解しており、年度の簡便的な見積りの取扱い及び四半期の取扱いに関する事務局提案に賛成する。
9. 適用免除基準（国別報告事項セーフハーバー）の適用にあたって、実務的には、財務諸表作成時までに入手した情報に基づき簡便的に実効税率を計算し、適用免除となる会社等を判定することが考えられるため、このような実務上の対応を一例として規範性のない教育文書に記載することをご検討いただきたい。
10. 情報を入手する体制の構築等が困難な場合については、連結範囲の対象外の子会社等からの情報収集に限られるような記載であるような表現であるが、例えば国別報告事項に関して適時に適切な情報を入手することが困難である場合があると記載されているため、情報を入手する体制の構築等が困難な場合についての表現をご検討いただきたい。
11. 企業が当事業年度の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき見積もった金額と翌事業年度の見積額又は確定額との間に差額が生じた場合、当該差額に重要性があれば、会計上の見積りの変更に関する注記等において適切な開示を求める取扱いを設けることをご検討いただきたい。
12. 四半期財務諸表においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことを選択した場合は、その旨を四半期財務諸表に注記する取扱いを設けることをご検討いただきたい。

(実務対応報告公開草案の文案)

13. 配当限度額への影響よりも納税義務が生じていることの方が未払法人税等の計上時期を検討する上での要点であると考えられるため、文案の表現を見直してはどうか。
14. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を注記した場合は、個別損益計算書においてこれを法人税等を含めて表示していると考えられるため、個別損益計算書における表示に関する定め文案の構成を見直してはどうか。
15. 結論の背景において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の計算が通常法人税等の計算と異なるということを記載した上で、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の見積りの困難性について記載してはどうか。

以 上